

○西中総務課長 それでは、ただいまより会議を始めさせていただきたいと思います。

本日は、大滝委員が御欠席でございます。

以降の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第162回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つございます。

議題1「第54回アジア太平洋プライバシー機関(A P P A)フォーラム結果報告について」、A P P Aに御出席いただいた中湊専門委員から御報告をお願いいたします。

○中湊専門委員 それでは、第54回アジア太平洋プライバシー機関フォーラム、A P P Aと申しますが、これへの出席結果を御報告させていただきます。

もう既に皆様御承知のとおり、A P P Aフォーラムは、アジア太平洋地域のデータ保護機関により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を目的としておりまして、年2回、春と秋に開催いたしております。当委員会は2014年からオブザーバー参加し、2016年6月末に正式メンバーになっております。

本フォーラムは当初、オーストラリアのメルボルンでの開催予定でしたが、コロナ禍の影響から、12月8日から10日までの3日間、オンライン形式で開催されました。私と事務局が毎朝、メルボルンへのオンライン参加という形で約3時間会議に臨みました。

フォーラムの第1日目は、私から以下の2つのセッションにおいて、それぞれ、報告を行いました。

1つ目は、「各国・地域からの報告」のセッションのうち、「法改正及び規制の変更」という議題の下、日本の個人情報保護法制の一元化に係る検討状況等について説明を行いました。

2つ目は、「顔認証技術」のセッションにおいて、個人の権利利益を適切に保護した上で社会経済活動の質の向上のために顔認証技術を用いることの重要性に触れつつ、顔認証技術に係る当委員会の取組事例を紹介いたしました。

2日目には、私及び事務局から、それぞれ報告を行いました。

私からは、「データ漏えいに関する報告と教訓」のセッションにおいて、破産者等の個人情報をウェブサイトにて違法に掲載していた事業者に対し公示送達を行った事例について報告を行いました。

また、事務局からは、「リモートワークにおけるプライバシーとセキュリティーの課題」のセッションにおいて、コロナ禍でテレワークの利用が広がる中で、テレワーク中の不正アクセスによる個人データの漏えい事故が発生していることを受けて当委員会が公表した、「テレワークに伴う個人情報漏えい事案に関する注意事項」について説明を行いました。

最終日には、私から、「2020年を超えて：プライバシーの枠組みの将来」というセッションにおいて、当委員会の国際連携、具体的にはOECDのデータガバナンス・プライバシー作業部会におけるデータローカライゼーションあるいは無制限なガバメントアクセスに関する活動に関しての説明を行いました。また、電子情報技術に関するオンラインイベ

ントである「CEATEC2020」の一環として当委員会が開催したオンラインセミナー「日米欧三極のイニシアティブによる信頼性が確保された個人データの自由な越境流通の促進に向けて」の開催概要について紹介しました。このセミナーでは、丹野委員長が基調講演をされており、12月31日まで英語でオンデマンド視聴が可能であるということから、御関心のある方は、CEATECのウェブサイトをご訪問いただきたいという旨、お願いいたしました。

今回は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、オンライン形式の開催となったわけですが、直接言葉を交わして親交を温める機会こそかないませんでした。一方で、時間どおりに議事進行が進められ、アジア太平洋地域の各データ保護機関による最新の法制度や執行状況に関する情報交換が数多く行われたことで、大変有意義な会議であったのではないかと考えております。

次回は第55回APPAフォーラムとして、2021年6月に韓国のPIPC主催により開催される予定でございます。

簡単ですが、報告につきましては以上でございます。

○丹野委員長 詳細に大変精緻な御報告をありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 御報告ありがとうございます。

まずは、オンライン開催を余儀なくされたAPPAフォーラムが予定どおりに無事開催され、有意義なものとなったことにつきまして大変よかったですと思っております。

その中で、我が国の個人情報保護法制を巡る最新の動向、コロナ禍における個人情報保護に関する取組、国際連携に関する活動といった、国内外での当委員会の具体的な取組を積極的に発信することを通じて、当委員会の国際的なプレゼンスが着実に高まったものと考えています。

今後も引き続き、アジア太平洋地域の個人情報保護を取り巻く様々な議論及び活動に貢献していきたいところです。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか、御意見、御質問はございますか。

それでは、中湊専門委員、御報告ありがとうございました。

○中湊専門委員 ありがとうございます。

○丹野委員長 中湊専門委員は、どうぞ御退出ください。

(専門委員退出)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2「個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 個人データに関する国際的な流通の枠組み構築に向けた取組の一つであります  
OECDプライバシーガイドラインに関する取組につきまして、進捗がございましたところ、御報告させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

OECDプライバシーガイドラインですが、世界中の個人情報保護政策の基礎・原則となっているものであり、個人情報保護法制の国内適用における基本原則や国際的な適用における基本原則が定められたものでございます。近時、データローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスといった個人情報保護を取り巻く新たなリスクが出てきておりますところ、2019年11月に、当委員会がメンバーとなっておりますデータガバナンス・プライバシー作業部会におきまして、このようなリスクをOECDプライバシーガイドラインのレビュープロセスで議論すべき旨を日本から提案し、それ以来、専門家等を交え、継続的に議論してまいりました。

レビュープロセス自体は、このプライバシーガイドラインのレビューに関する報告書がOECDの理事会で採択されることをもって、来年早期に完了となる見込みですが、当該2つの論点につきましては、引き続き議論される予定となっております。特に、ガバメントアクセスに関する論点につきましては、データガバナンス・プライバシー作業部会の親委員会でありますデジタル経済政策委員会に場を移し議論を継続することとなっております。

また、注のところでございますが、データローカライゼーションに関する論点につきましては、データガバナンス・プライバシー作業部会において引き続き議論される見込みとなっております。

そのような状況の中、本年12月22日、デジタル経済政策委員会が、ガバメントアクセスに関する論点につきまして、これまでの経緯や今後の議論の進め方等について記載した声明「民間セクターの保有する個人データへのガバメントアクセス」を公表いたしました。

2 ページ目を御覧ください。

今般公表されました声明のポイントを記載しておりまして、上3つがこれまでの経緯について、下2つが今後の議論の進め方についてのものでございます。

まず、1ポツ目ですが、データガバナンス・プライバシー作業部会は、制約がなく、かつ、比例的でない、民間セクターの保有する個人データへのガバメントアクセスを、データガバナンスや個人の権利保護にとって重要な問題であり、また、信頼性の確保された自由なデータ流通を可能とすることに対する潜在的な障壁であると特定したとされております。

次に、2ポツ目ですが、デジタル経済政策委員会は、信頼性を確保できない政府のプラクティスについて懸念を提起し、また、個人データへの信頼性の確保されたガバメントアクセスに関する共通の原則が存在しないことが、データ流通への過度な制限につながり得ることについて懸念を提起したとされております。

3 ポツ目ですが、デジタル経済政策委員会は、民間セクターの保有する個人データへの信頼性の確保されたガバメントアクセスに向けた作業が、更なる国際的な協働を必要とする緊急性の高い優先事項であると結論づけたとされております。

これ以降が、今後の議論の進め方についての記載でございます。

4 ポツ目ですが、デジタル経済政策委員会は、OECD加盟国のガバメントアクセスに係るアプローチへの理解を深めるため、また、優先事項として、民間セクターの保有する個人データへの信頼性の確保されたガバメントアクセスに係る高次の原則又は政策的なガイダンスを提示する規範となるものを策定する可能性を精査するため、更なる作業を行うことを決定したとされております。

また、後段には、この高次の原則又は政策的なガイダンスを検討していく上で基礎となる保護措置の要素が並べられておまして、具体的には、政府が個人データへ強制的にアクセスし得る法的根拠、アクセスが正当な目的を満たすとともに合理的かつ比例的な方法で実行されるという要請、透明性、ガバメントアクセスへの認可及び制約、取得された個人データの取扱いに関する制限、独立した監督、効果的な救済といったものが列記されております。

最後のポツですが、デジタル経済政策委員会は、法執行機関や国家安全保障機関を含む、政府の代表者から構成されるドラフティング・グループを招集することに合意した。当該ドラフティング・グループは、2021年早期に作業を開始し、提案書を策定するとされております。

御報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 御報告ありがとうございます。

当委員会が主導してきたガバメントアクセスに関する議論につき、大きな進捗があったということをお喜びしたいと思います。OECDから公表されたステートメントには、このガバメントアクセスに関する作業が「緊急性の高い優先事項である」とされており、当委員会としましても、こうしたモメンタムの高まりをいかし、引き続き、この議論を主導していきたいものと考えております。以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか、御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。

それでは、議題3「令和2年改正個人情報保護法 政令・規則案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「令和2年改正個人情報保護法 政令・規則案について」御説明申し上げます。

まず、資料について、資料3-1として、政令・規則案の概要、資料3-2として、政

令案、資料3-3として、政令案新旧対照表、資料3-4として、規則案とさせていただきます。

資料3-1に基づいて概要を御説明申し上げますが、具体的な条文については、資料3-2から資料3-4を併せて御参照いただければと思います。

令和2年改正個人情報保護法の公布後、6月には改正法の円滑な施行に向けた取組方針を、7月には政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について御審議いただき、これらの方針の下、10月には「公表事項の充実」と「漏えい等報告及び本人通知」について、11月には「越境移転に係る情報提供の充実等」と「個人関連情報」、「仮名加工情報」について、計5回御議論いただいたところです。

加えて、消費者や事業者等への改正法に関する説明会の場なども活用しつつ、様々な方からの御意見を伺いながら検討を進めてまいりました。

本日御審議いただく政令・規則案は、これらを踏まえ成案としたものでございます。

政令・規則事項について、大きなテーマとしては5点でございます。

1点目は、「漏えい等報告・本人通知」についてです。

令和2年改正法では、「漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、当委員会への報告及び本人通知を義務化する」こととされました。これに伴い、施行規則第6条の2において「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」として、報告対象を規定しております。

具体的には、①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象としております。

また、当委員会へ報告を行う内容については、これまでの告示に基づく報告内容も踏まえつつ、施行規則第6条の3に規定しております。

具体的には、速報と確報の2段階とし、事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日以内に、不正アクセス等故意によるもの場合は60日以内に確報を求めるとしております。

2点目は、「仮名加工情報」についてです。

令和2年改正法では、「『仮名加工情報』を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する」こととされました。これに伴い、施行規則第18条の7において「仮名加工情報の作成の方法に関する基準」として加工基準を規定しております。

具体的には、①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求めるとしております。

3点目は、「個人関連情報」についてです。

令和2年改正法では、「提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける」こととされました。これに伴い、施行規則第18条の2から第18条の5において、提供元における本人同意の確認を行う方法、確認に係る記録を作成する方法、その記録に記載すべき記録事項及び保存

期間を規定しております。

具体的には、提供元における本人同意の確認方法について、「提供先から申告を受ける方法等とする」こととしております。

また、提供元における記録義務について、①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求めることとしております。

4点目は、越境移転についてです。

令和2年改正法では、「本人同意に基づく越境移転について、同意の取得時に本人への情報提供を求める」こと、「体制整備要件に基づく越境移転について、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための『必要な措置』及び本人の求めに応じた情報提供を求める」こととされました。これに伴い、施行規則第11条の3において同意取得時に提供すべき情報を、第11条の4において相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等をそれぞれ規定しております。

具体的には、同意取得時に本人に提供すべき情報として、①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求めることとしております。

また、移転元が講ずべき「必要な措置」について、①移転先における個人データの取扱い状況及びそれに影響を及ぼし得る移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求めることとしております。

5つ目は、法定公表事項についてです。

制度改正大綱において、「本人の適切な理解と関与を可能としつつ、事業者における個人情報の取扱いを促す観点から、①個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、②保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項として追加すること」としており、政令第8条において、安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）することとしております。

その、※にありますとおり、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を行うこととしております。

このうち、開示方法については、施行規則第18条の6において本人が請求できる方法として、電磁的記録の提供、書面の交付、その他事業者が定める方法と規定しております。また、様式についても一部を改正することとしております。

具体的には、資料3-4、18ページ以降を御覧ください。「別記様式第一」として、漏えい等報告を行う際の報告書を新設、27ページ「別記様式第三」として、オプトアウトによる個人データの提供をやめた旨の届出書を新設する等、所要の改正を行うこととしております。

ただいま御説明申し上げました令和2年改正個人情報保護法 政令・規則案について、本日御審議の上、御了承いただけましたら、速やかに意見公募手続を行いたいと考えてお

ります。

意見公募の実施後は、令和3年春頃に政令・規則を公布し、ガイドライン等を令和3年夏頃に公表することを現時点では予定しております。

また、令和2年改正法の全面施行日については、別途、施行日政令を定めることといたしますが、政令案附則に記載のとおり、改正内容の周知・広報及び下位法令の策定に必要な事業者等への意見聴取等を行うための十分な期間を設けつつ、多くの事業者にとって事業年度の初日としてシステムの切替え等の対応が比較的容易な令和4年4月1日とすることを予定しております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本議題につきましては、本年6月の改正法案の成立・公布後、7月に政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について審議を行い、10月からは政令・規則に関する主要な論点について、先ほどの報告にもありましたように、5回にわたって当委員会において議論を行ったところであります。

また、その委員会での議論に加えて、改正法案成立後、消費者や事業者等様々な方々と意見交換、説明会等を行ってまいりました。それぞれの場に出た御意見等も踏まえ、個人の権利利益の保護と個人情報利活用の双方に配慮した形で政令・規則案を取りまとめることができたと考えております。

本案にて意見公募手続に付し、提出された御意見を踏まえ、適切に対応していきたいと思っております。

引き続き、多くの方面で御関心の高いガイドライン事項についても、多様な主体の御意見も伺いつつ、分かりやすいものとなるよう精力的に議論を行っていきたく思っております。

それでは、特に御修正の意見がないようですので、この改正案で意見公募手続を実施いたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、それでは、事務局において所要の手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「令和2年改正番号法 規則案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「令和2年改正番号法 規則案について」、御説明申し上げます。

まず、資料についてですけれども、資料4-1は規則案の概要、資料4-2は規則新旧対照表としております。

資料4-1に基づきまして概要を御説明申し上げますが、具体的な条文につきましては資料4-2を併せて御参照いただければと思います。

令和2年改正個人情報保護法等の公布後、個人情報保護法の政令・規則・ガイドライン等につきましては様々な御審議がなされていますが、これに伴いまして、改正番号法に関する規則につきましても、12月9日の委員会において規則改正の論点を御審議いただいたところです。

本日御審議いただく規則案は、これを踏まえ成案としたものでございます。

それでは、資料4-1の規則改正案の概要を御覧ください。

規則改正に当たりましては、改正番号法と改正個人情報保護法の規定ぶりが同じであるため、原則、個人情報保護法規則の規定と同様の規定としております。

改正内容の1点目といたしまして、規則案第2条において、従来、「重大な事態」として規定していましたが「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」という規定に改め、また、漏えい等の「おそれ」が生じた場合を報告対象に含めることとしております。

なお、個人情報保護法の規則においては、個人データの漏えい等報告対象の一部の基準を「本人の数が千人を超えるもの」としてありますが、特定個人情報の漏えい等においては、現状の「本人の数が百人を超えるもの」のままといたします。

2点目といたしまして、規則案第3条において、漏えい等報告を速報と確報の2段階とし、事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、通常30日以内、不正アクセス等故意によるもの場合は60日以内に確報を求めるとしております。

3点目といたしまして、規則案第4条において、委託先が委託元である個人番号利用事務等実施者に漏えい等の事態が発生した旨を通知する場合の通知事項や、当該通知を速やかに行うことを定めております。

4点目といたしまして、規則案第5条において、法改正により本人通知義務が新設されたことに伴い、本人通知の事項等を定めております。

ただいま御説明申し上げました令和2年改正番号法 規則案につきましては、本日御審議の上、御了承いただけましたら、個人情報保護法の規則と同様、速やかに意見公募手続を行い、令和3年春頃に規則を公布することを現時点では予定しております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回の規則改正については、先ほど説明のありました個人情報保護法の規則改正に伴うものでありますが、これは事業者だけではなく、行政機関及び地方公共団体への周知等もしっかりと行っていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案で意見公募手続を実施したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。



それでは、事務局において所要の進めを進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年度の特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告につきまして御説明させていただきます。当報告は、今回で4回目の報告となります。

「1. 対象機関」ですが、合計で2,207機関が対象となりました。

「2. 報告内容及び報告結果」についてですが、令和2年3月31日現在における安全管理措置の実施状況、データ入力業務における委託・再委託の実施状況及びハードディスク等の更新に係るデータの削除、廃棄の実施状況等について、対象機関ごとに報告を求めました。

報告結果については別紙を御覧ください。

1点目の安全管理措置の実施状況について説明します。

【**規程及び事務の範囲**】は、ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答しています。

全ての機関において速やかに規程等の整備が行われるよう、参考となる規程例を提供するとともに、必要に応じて個別に助言等を行うことを考えています。

次に、【**研修**】についてです。

ほとんどの機関が「実施予定」あるいは「実施している」と回答していました。

研修を開催していない機関においては、「専門的な知識がなく研修ができなかった」等の回答がありました。

実施できないと回答している機関に対して、専門的な知識がなくとも研修を実施できるよう、研修資料等を改めて提供することを考えています。

2ページを御覧ください。

【**管理状況の把握**】は、ほとんどが「実施予定」あるいは「実施している」と回答していました。

未実施の機関においては、「知識を持つ職員が少ない」等の回答がありました。

これらの対応としまして、監査及びログの分析等の手法が分からない機関でもそれらを実施できるよう、手引書を改めて提供することを考えています。

次に、【**システム及び機器等の管理**】についてです。

②及び③は、ほとんどの機関が「実施している」と回答していました。

①は、「予算の都合により実施できない」等の回答がありました。

これらの対応として、予算措置を講じるまでの代替措置について示した参考資料を提供することにより対応したいと考えています。

3ページを御覧ください。データ入力業務における委託及び再委託の実施状況について

です。

初めに、【委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】についてです。

①の事前確認及び②の取扱状況の把握が未実施の機関においても、「令和2年度中に実施に向けた体制を整備する」との回答がほとんどでした。

令和元年度に実施していない機関においても、委託先の監督が速やかに行われるよう、手引書等を提供するとともに、必要に応じ個別に助言等を行うことを考えています。

次に、【再委託の許諾手続及び再委託先における特定個人情報等の取扱状況の確認】についてです。

①の許諾手続については、全ての機関が「実施している」と回答していました。

②の事前確認及び③の監督状況の確認の未実施の機関においても、「再委託先の安全管理措置の実施状況を令和2年度から確認する」等の回答がありました。

こちらについても手引書等を提供するとともに、必要に応じ個別に助言等を行うことを考えています。

4ページを御覧ください。ハードディスク等の更新に係るデータの削除又は廃棄の実施状況についてです。

こちらの項目は、前年度に発生したハードディスクの流出案件を受けて、地方公共団体等におけるサーバーに使用するハードディスク等の処分方法等について、実態を把握するために新たに設けた報告項目になります。契約書等で定めているデータの削除又は廃棄の手段は、約6割の機関が「物理的な破壊、磁力によるデータの消去」等を廃棄等の手段としていると回答しています。

廃棄等の手段を定めていない機関においては、「廃棄をすることは定めているが、その具体的手段は定めていない」とする回答が多くありました。

次に、契約書等で定めている削除又は廃棄の確認方法ですが、約8割の機関で、データが復元不可能な手段で廃棄等されたことについて確認する方法をあらかじめ定めていると回答しています。

また、契約書等に定めていない機関においては、「復元不可能な方法で廃棄することは定めているが、その確認方法までは定めていなかった」とする回答が多くありました。

5ページを御覧ください。令和元年度のハードディスクの更新実績です。

更新を行ったほとんどの機関については、契約書等に定めているかいないかにかかわらず、物理的な破壊等の復元不可能な方法で削除又は廃棄をしていると回答しています。

復元不可能な手段でハードディスク等が廃棄等されているか、また、廃棄等が確実に行われていることを確認しているかについては、これまでどおり検査等を通して確認する予定です。

以上、おおむね必要な措置が講じられているということを確認しました。引き続き、地方公共団体等における特定個人情報の取扱いがより適切なものになるよう、都道府県等の協力も得ながら、各種の取組を実施していきます。

なお、本報告結果については、委員会後、報道発表を予定しております。  
報告は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 御報告ありがとうございました。

定期報告も4度目を迎えたところでございます。今、御報告がありましたように、回を重ねるごとに取組状況に改善が見られて、特定個人情報の適切な取扱いについては全体的に向上していることがうかがえます。これらの結果は、当委員会としても対応に対して一定の成果が出ていることを感じております。

一方で、安全管理措置の項目ごとに実施状況を見ていきますと、今、御報告いただきましたように、取組状況にはまだ濃淡があるというのが実態であると理解いたしました。当委員会といたしましても、特定個人情報の適切な取扱いを確保するために、現状を踏まえながら、項目により強弱をつけつつ、また、実施いただくサイドのいわゆる現場の目線を持ちながら、効率的、効果的に啓発活動に取り組むべきであると考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたかございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御報告ありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。